

# 資料2

平成16年12月3日  
警察庁生活安全企画課

## 「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則」について

### 1 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）の改正により新設された第8条の2により、警察本部長等は、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとされた。

そこで、同条に基づき標記の国家公安委員会規則を制定したものである。

### 2 規則の内容

#### (1) 援助

警察本部長等が、援助の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めて行う援助は、次に掲げる措置のうち、適当なものを採ることにより行うものとする。

- ① 当該申出者に対し、被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他の措置を教示すること。
- ② 加害者に当該申出者の住所又は居所を知られないようにすること。
- ③ 配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉（被害防止交渉）を円滑に行うための措置で、次に掲げるもの
  - a 当該申出者に対し、被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言すること。
  - b 加害者に対し、被害防止交渉を行うため、必要な事項を連絡すること。
  - c 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。
- ④ その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適当と認める援助

#### (2) 援助申出書

警察本部長等は、申出の内容等を確認するため、援助申出書の提出を求めるものとする。

### 3 意見募集

平成16年10月8日（金）から10月27日（水）までの間、意見募集を実施  
意見総数は69件

### 4 その他

平成16年11月8日に公布、12月2日（木）（改正法施行日）施行



## ○法務省令第七十七号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十一月八日

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

法務大臣 南野知恵子

別表酒田手形交換所の項中「酒田手形交換所」を「庄内手形交換所」に改め、同表鶴岡手形交換所の項を削る。

## 附 則

この省令は、平成十六年十一月二十二日から施行する。

## 規則

○国家公安委員会規則第十八号  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第八条の二の規定に基づき、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則を次のように定める。

平成十六年十一月八日

配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則

（援助）

国家公安委員会委員長 村田 吉隆

第一条 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）第八条の二の援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、当該申出を相当と認めて行う援助は、次に掲げる措置のうち、適当なものを探ることにより行うものとする。

一 当該申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、当該申出者が配偶者からの暴力（法第六条に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）による被害を自ら防止するため、当該申出者の状況に応じて避難その他の措置を教示する」と。

二 配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者（以下「加害者」という。）に当該申出者（以下「申出者」という。）に対する助言（以下「助言」という。）を行なう。

三 当該申出者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉（以下「被害防止交渉」という。）を円滑に行うための措置で、次に掲げるもの

イ 当該申出者に対し、被害防止交渉を行う際の心構え、交渉方法その他の被害防止交渉に関する事項について助言する」と。

ロ 加害者に対し、被害防止交渉を行うため、必要な事項の連絡を行うこと。

ハ 被害防止交渉を行う場所として警察施設を利用させること。

四 その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために適當と認める援助

（援助申出書）

第二条 警察本部長等は、前条の援助に係る申出につき適當な措置を採るに当たり、当該申出の内容その他の当該申出者に係る状況を確認するため別記様式の援助申出書の提出を求めるものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成十六年十一月二十二日）から施行する。

細

印

別記様式（第2条関係）

※受理年月日	※受付年月日
--------	--------

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第8条の2の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

氏名及び住所

印

申出者 (ふりがな)	住所・居所	電話( ) - 番
氏名	年 月 日生(歳)	性別 男・女
加害者 (ふりがな)	住所	電話( ) - 番
氏名	年 月 日生(歳)	性別 男・女

受けたい援助の内容	1 被害を自ら防止するための措置の教示 2 住所又は居所を知らないようにするための措置 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 加害者への被害防止交渉のための必要な事項の連絡 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 その他( )
-----------	--

その他参考事項

記載要領
1 ※印欄には、記載しないこと。 2 申出者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。 3 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを〇で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。